

1999年8月25日
(平成11年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

外国籍住民の生活実態調査にあたり外国人登録原票の個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

1999年（平成11年）8月17日付けで諮問された、外国籍住民の生活実態調査にあたり外国人登録原票（以下「登録原票」という。）の個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、登録原票の個人情報を外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 外部提供する必要性について

ア 外国人登録は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）により、本邦に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明らかにし、在留外国人の公正な管理に資することを目的としている。市町村の長は、登録申請があったときは、当該外国人について登録番号、登録の年月日、氏名、出生の年月日、男女の別、国籍、居住地、世帯主の氏名、世帯主との続柄等の事項を登録原票に登録し、備えなければならない。

イ 外国籍住民の福利の向上のため、神奈川県と県内市町村の国際政策関係課で構成するかながわ自治体の国際政策研究会は、県内在住外国籍住民の生活実態を調査・把握するため、施策の検討基礎データを収集し、県及び市町村

の施策への反映を図っている。

しかしながら、近年外国籍住民の生活実態が正確に把握されておらず、行政の予測を超える問題が生じているため、緊急に施策対応の必要性に迫られ、県内在住外国籍住民に対しアンケート調査を実施することとなった。そこで、神奈川県県民部国際課（以下「県国際課」という。）から、本市に外国人登録をしている者の登録原票の個人情報の提供について、依頼があった。

ウ 県国際課に提供する個人情報の範囲は、登録原票の氏名（通称名を含む。）、住所及び国籍である。

エ 外国籍住民の生活実態を把握するため、アンケート調査を行うことは、調査結果から新たな施策が検討され、市町村へも施策の反映が期待できることから、県国際課に登録原票の個人情報を外部提供する必要性がある。なお、提供した個人情報は、当該目的以外には使用せず、使用後は焼却等により廃棄される。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外国人登録者から対象者を抽出し、登録原票の個人情報を外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が147件と多く、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれること及び通知しないことが本人の不利益とならないことから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

近年、外国籍住民の増加等により、行政の予測を超える問題が生じている中、県内在住外国籍住民に対し実態調査を行い、生活実態を正確に把握することは、県の新たな施策の展開が期待でき、また県内市町村へも施策が反映されることとなるため、外国籍住民の福利の向上を図るうえで、登録原票の個人情報を外部提供する必要性は認められる。なお、提供する個人情報の収集及び管理は、県国際課が行うことを前提とする。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要することから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれ、かつ、外部提供する個人情報の内容が氏名（通称名を含む。）、住所及び国籍に限られており、対象者については匿名でのアンケート調査が実施されることから、通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以上